

社会福祉法人赤穂市社会福祉協議会役員等の報酬、費用弁償及び職員の旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人赤穂市社会福祉協議会の役員等の報酬、費用弁償及び職員の旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に定める役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。ただし、赤穂市職員である役員等には支給しない。

理事長 月額 50,000円

その他役員等 日額 3,000円

2 月額による報酬は、理事長に就任したときは、その当月分から支給し、理事長でなくなったときは、その当月分までの報酬を支給する。

3 前項の場合において、理事長に就任した日又は理事長でなくなった日が月の中途である場合には、その月の日数を基礎として日割り計算により支給する。ただし、理事長が死亡したときは、その当月分までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が業務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として第5条に規定する旅費を支給する。

(旅費)

第5条 職員が業務のため出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及びその支給方法については、赤穂市職員の旅費に関する条例（昭和35年赤穂市条例第16号）及び赤穂市職員の旅費に関する条例施行規則（昭和35年赤穂市規則第11号）の規定の適用を受ける赤穂市職員の例による。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

- 1 この規程は、平成29年6月15日から施行し、平成29年6月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人赤穂市社会福祉協議会役員等の費用弁償及び職員の旅費に関する規程及び社会福祉法人赤穂市社会福祉協議会理事長の報酬に関する規程は、平成29年5月31日限り廃止する。